

令和5年3月31日

田上幼稚園・田上キッズ保育園 の保護者の皆様

学校法人永吉学園
理事長 永吉龍志

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園（田上幼稚園、田上キッズ保育園）が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令 第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和4年度 公定価格の額について(各月年齢別)

(単位:円)

	田上幼稚園			田上キッズ保育園							
	1号認定(教育)			2号認定(保育)				3号認定(保育)			
	4歳児以上	3歳児	満3歳児	4歳児以上		3歳児		1・2歳児		0歳児	
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	40,220	55,940	103,850	72,180	63,300	87,700	78,820	143,290	134,220	222,090	213,020
5月	41,430	57,250	104,900	71,780	62,760	87,200	78,180	142,140	133,310	220,430	211,600
6月	41,200	57,020	104,670	71,780	62,760	87,200	78,180	142,140	133,310	220,430	211,600
7月	41,170	56,990	104,640	71,580	62,560	87,000	77,980	141,940	133,110	220,230	211,400
8月	41,170	56,990	104,640	71,580	62,560	87,000	77,980	141,940	133,110	220,230	211,400
9月	41,000	56,820	104,470	63,340	54,320	78,760	69,740	133,700	124,870	211,990	203,160
10月	43,530	59,350	107,000	62,590	53,570	78,010	68,990	132,950	124,120	211,240	202,410
11月	44,470	60,290	107,940	73,790	64,770	89,210	80,190	144,150	135,320	222,440	213,610
12月	44,400	60,220	107,870	73,790	64,770	89,210	80,190	144,150	135,320	222,440	213,610
1月	44,400	60,220	107,870	74,010	64,990	89,430	80,410	144,370	135,540	222,660	213,830
2月	44,210	60,030	107,680	74,010	64,990	89,430	80,410	144,370	135,540	222,660	213,830
3月	47,915	64,125	113,195	73,280	64,130	88,960	79,810	144,870	135,720	224,650	215,500

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、標記年度の実績を御報告するものです。

(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)